

ショートステイ福寿荘 運営規程（令和7年4月1日現在）

第1条「目的」

この規程は、株式会社みやた が設置運営する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用に係る必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条「事業の目的」

事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第3条「運営の方針」

- 1 事業所の運営にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所、及び地域関係団体、ご家族との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施を実施する等の措置を講ずるものとする。

第4条「事業所の事業主体及び名称等」

事業の実施主体は、「株式会社みやた」とし、名称及び所在地は次の通りとする。

名 称	ショートステイ 福寿荘
所 在 地	秋田県南秋田郡五城目町字鶴ノ木 90 番地 1
事業所番号	0 5 7 2 3 1 4 8 2 1

第5条「従業者の職種、員数及び職務の内容」

事業に従事する者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務可）
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1名以上（兼務可）

利用者又はその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるようサービスの調整、居宅介護支援事業所等との連携において必要な業務を行う。

3 介護職員 10名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

4 看護職員 1名以上

利用者の健康状態の把握と、医師の指示に基づく看護業務を行う。

5 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

6 栄養士 1名以上

利用者の栄養管理及び献立作成

7 医師 1名（非常勤）

利用者の定期的な診療及び健康管理

第6条「利用定員」

事業所の利用定員は、30名とする。

第7条「指定短期入所生活介護の内容」

指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、清拭による清潔の保持
- 2 排泄の自立援助
- 3 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- 4 食事の提供及び栄養管理
- 5 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- 6 健康管理
- 7 家族に対する相談、助言等の援助
- 8 その他レクリエーション、行事等サービスの提供

第8条「利用料及びその他の費用」

- 1 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上所得者は2割、3割の額）とする。
- 2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。
 - （1）滞在費及び食費
 - （2）送迎に要する費用
 - （3）理美容代
 - （4）前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第9条「通常の送迎の実施地域」

通常の送迎の実施地域は、南秋田郡・潟上市・三種町・上小阿仁村の区域とする。

第10条「秘密保持」

従業者が、業務上知り得た秘密を保持するため次の措置を講じる。在職中はもちろん退職後も、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とし契約を交わすこととする。

第11条「非常災害対策」

非常災害時に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第12条「緊急時等における対応方法」

従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡をするなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第12条の2「事故発生の防止及び発生時の対応」

事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修
- (4) 前3号掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償和を速やかに行うものとする。

第 13 条「衛生管理」

利用者の使用する施設、食器、設備については清潔に保持し消毒をする。また、利用者に対して病気等感染しないよう健康管理に努める。

- 2 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。又、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 全 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第 14 条「苦情処理」

利用者からのサービス提供に関する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を取り対応する。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 15 条「サービス利用に当たっての留意事項」

利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること
- 2 機能訓練室を利用する際には、その旨を申し出ること
- 3 浴室を利用する際には、その旨を申し出ること
- 4 第 11 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

第 16 条「身体拘束についての対応方法」

- 1 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得

ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

第17条「その他運営に関する重要事項」

- 1 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修・・・採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修・・・年4回
- 2 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。又、利用者及び家族の情報の使用に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。
- 3 事業所は、指定短期入所生活介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日（計画にあつては当該計画の完了の日）から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第18条「個人情報の保護」

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第 19 条「虐待防止に関する事項」

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 虐待を防止のための定期的な研修の実施する
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報する。

第 20 条「業務継続計画の策定等」

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はショートステイ福寿荘の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は 平成 18 年 7 月 1 日 より施行する。

平成 18 年 7 月 6 日 一部改正

平成 18 年 10 月 9 日 一部改正

平成 20 年 10 月 1 日 一部改正

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 8 月 27 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 8 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

令和 1 年 10 月 1 日 一部改正

令和	3年	4月	1日	一部改正
令和	3年	8月	1日	一部改正
令和	4年	4月	1日	一部改訂
令和	4年	7月	1日	一部改訂
令和	4年10月	1日		一部改訂
令和	6年	4月	1日	一部改正